

# 報 告 書

令和6年 1月23日

武豊町教育委員会

## 目 次

1. 調査の目的	P 1
2. 調査の概要	P 1
3. 関係生徒	P 1
4. 被害生徒の欠席状況	P 2
5. 調査対象となった事実について	P 2
6. いじめ問題対策委員会における協議	P 4
7. 再発防止に向けた学校の取組について	P 7
8. 教育委員会の見解	P 8
9. いじめ問題対策委員の意見及び委員長総括	P 9

## 1. 調査の目的

本調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の解明、事態への対応の検証や同種の事態の発生防止を図るために行う。令和4年10月の本いじめ事案発覚以降、学校が行ってきた生徒指導の記録をもとに、いじめに関する事実関係を今一度整理して明確にするとともに、学校が行ってきた調査・指導が適切であったか、さらには被害生徒の保護者が求めている、追加の調査や加害生徒及びその保護者からの謝罪について、要・不要を審議し、学校への提言を行うことを目的とする。

## 2. 調査の概要

### (1) 調査期間

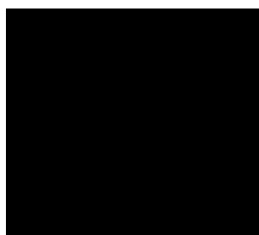
令和5年8月7日（月） ～ 令和5年9月25日（月）

### (2) 調査主体

武豊町立■■■■中学校を調査主体とし、武豊町いじめ専門委員を加えた「いじめ問題対策委員」を立ち上げ、調査する。

### (3) 調査委員

<武豊町いじめ問題専門員>



(学識経験者)  
(弁護士)  
(人権擁護委員)  
(スクールカウンセラー)  
(社会福祉士)

### (4) 調査方法

- ①武豊町立■■■■中学校から提出された、これまでの本事案に関する生徒指導の記録の確認
- ②調査委員による、学校職員（校長、教頭、学年主任、当時の担任）への質疑応答
- ③調査委員の提言を元にした、学校職員による関係生徒への再度の聞き取り調査

## 3. 関係生徒

### (1) 被害生徒



(以下 生徒A)

### (2) 加害生徒



(以下 生徒B)  
(以下 生徒C)  
(以下 生徒D)

#### 4. 被害生徒の欠席状況

中学 〇〇年生時

(日)

	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
授業日数	16	19	22	13	20	20	20	17	16	19	16	198
登校できなかった日	[Redacted]											
遅刻	[Redacted]											
早退	[Redacted]											

※ 別室（校内教育支援センター）等への登校日は、出席として計上している。

#### 5. 調査対象となった事実について

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条より抜粋）」

この定義を踏まえ、以下に示す生徒Aに対する関係生徒の行為について、生徒Aが心身の苦痛を感じていることから、いじめと認定する。また、当該生徒は令和4年11月26日に心療内科を受診し、[Redacted]と診断された。その後、生徒Aは学校に登校できない状況が続き、令和4年度中に30日以上登校できない日があった。これらの状況を総合的に鑑み、「いじめをきっかけとし、当該生徒の心身に重大な被害が生じた疑いがあり、かつ相当の期間欠席の状態を余儀なくされている疑いがあると認められる」と学校から報告を受け、武豊町教育委員会は当該事案をいじめ防止対策推進法第28条第1項の「いじめ重大事態」に該当すると判断した。

##### (1) いじめに当たると判断した事実

年月日	事案の詳細
令和4年 10月中旬から 11月上旬	<p>&lt;事実①&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DがAに対して「[Redacted]」「[Redacted]」「[Redacted]」「[Redacted]」等と繰り返し言った。</li> <li>・Cも同調し、Aに対して一緒に笑った。</li> </ul>
令和4年 11月 4日（金）	<p>&lt;事実②&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・BがAに対してSNSで次の内容を送信した。</li> </ul> <p>[Redacted]</p> <p>※学校による調査で、BはCから聞いた内容をSNSで送信したことが分かった。</p>

(2) 被害生徒保護者による、その他の訴えについて

いじめに当たると判断した<事実②>に関し、生徒BがSNS送信に至った理由として、「

」という話が生徒Cから生徒Bへ伝えられていたことが、挙げられている。生徒Aにとっては、事実ではなくそのような発言はしていない、虚偽の情報を生徒Cによって伝えられたという認識である。このことについて、生徒Cからの謝罪は受けていない。

そこで、被害生徒が、昨年度学校へ登校できなくなる原因となったSNSのメッセージ送信について、メッセージを送信するに至った理由に関する関係生徒の証言の食い違いを明らかにしてもらいたい。証言に偽証があるのであれば、謝罪を求めたい。

(3) 学校における指導について

年月日	学校における調査・指導の内容
令和4年 11月 7日 (月)	・ Bに対して<事実②>について担任が聞き取りをする。SNSで送信したことの一部について認める。
11月 8日 (火)	・ Bに対して<事実②>について担任が聞き取りをし、Bは送信したSNSの内容のすべてについて認める。担任はスマホやSNSの使い方について指導。 ・ Cに対して<事実①>について担任が聞き取りをし、CがAに対してしたことを認める。担任から指導する。
11月 9日 (水)	・ Dに対して<事実①>について担任が聞き取りをし、Aに対してしたことを認める。担任から指導する。
11月18日 (金)	・ 担任がA、C、Dを一緒に集めて<事実①>について、事実関係の確認をする。 ・ C・Dにも言い分があったため、お互いの言い分で事実認定ができたことについて、謝罪しあう。
令和5年 1月13日 (金)	・ <事実②>に関することについて、AとBの謝罪の会を設定する。Aと両親、Bと父が来校。校長、学年主任、担任が対応する。 ・ Bと父は、Aと両親に謝罪する。(Aは直接顔を見たくないとの事から、カーテン越しに謝罪の言葉を聞く)

(4) 本事案に係る背景について

- ・ 学校は、A保護者から「生徒Dの家庭とは和解が成立した」と聞いている。どのような経緯で和解に至ったかは、学校は把握していない。

## 6. いじめ問題対策委員会における協議

### (1) 被害生徒の保護者が求める追加の調査について

- ・いじめはどんな原因があってもやっちはいけないことである。本件では、いじめを起こしてしまったことを関係生徒が真摯に受け止め、謝罪するように既に学校から指導がなされていると考える。後からいじめの原因に、食い違いがあったことが発覚したとしても、その調査を行うことが真に関係生徒のためになるか疑問である。
- ・年度が変わり、関係生徒が気持ちを切り替えて、それぞれに前向きに学校生活を送っている中、追加で原因の調査を行うことは、現在の子どもたちの心の安定を乱すと予想される。
- ・いじめの原因の追加調査となると、関係者である生徒Aも含めて話を聞くことになる。被害者である生徒A本人への調査が、生徒Aに悪い影響を与えかねないのではないかという懸念がある。
- ・関係者の謝罪は済んでおり、現在は生徒Aが登校できていることを考えると、追加調査を行うのは、生徒Aを含めた全ての関係生徒の心理面への悪影響が心配である。
- ・今年度に入ってからも、生徒Aが関係生徒からの視線を感じるという話があった。生徒の通常の学校生活を守る観点から、その訴えに関する確認や指導は必要であろうかと思う。また、生徒Aは現在心療内科への通院加療を受けているのか、学校は把握をしていないとのことだが、生徒Aを支援するためにも、心のケアの必要性を感じる。A保護者が、生徒Aに対して心配する思いはよくわかる。一方で生徒A自身の本心はどうか、保護者以外の者には掴みきれない状況である。スクールカウンセラー等の活用も視野に、学校としてできる生徒Aへの支援の方法を考えていただきたい。

以上のことから、A保護者が求めている、いじめの事実②のSNSメッセージを生徒Bが送信するに至った理由に関する追加の調査を、いじめ問題対策委員会として、学校に求めないものとする。

### (2) 本事案における学校の対応の課題について

#### ①事案発生時の事実確認（校内における調査について）

#### ○迅速な対応

- ・本事案では、はじめに情報を把握した職員はスクールアシスタント（SA）であった。学校に、担任以外にも日常的に多くの職員が配置され、生徒との人間関係を構築していることが大切であることを改めて感じる。
- ・情報を把握した後は、学校としてできる限りの対応をとることができた。加害生徒による悪口、陰口は、職員による対応の後は再発していない。被害の継続や拡大を防止する、という観点では適切な対応ができていたと考えられる。

- ・学校は教育機関である、という前提のもとで本事案の解決のイメージ（※）を保護者と共有し、本筋からずれていることは精査して断るべきであった。

※解決のイメージ……第一に優先すべきは被害の拡大や継続をくいとめることであり、第二には被害生徒、加害生徒ともに心理面でのケアを行い、前向きな生活を送るための支援をすることである。学校は教育機関であることを踏まえ、単に責任追及や懲罰、謝罪のみを目的とした対応は不適切である、との認識。

- ・被害生徒Aが[ ]診断を受けた時点、または登校できない日が一か月程度以上連続した時点において、「重大事態」としての対応をとることが必要であった。第三者の方々から助言をいただくことで、より適切な対応をとることができただろうと考えられる。

#### ○正確な事実確認

- ・学年内で複数の教員により組織的に対応し、正確な事実把握、適切な指導につなげることができた。さらに幅広く、学年を超えた多くの職員の力を借りるなどの方法も考えられるが、教員の日常業務との兼ね合いを考慮すると、最大限の対応であったといえる。
- ・人間関係が複雑であり、関係生徒への聴き取りにおいても「言った」「言わない」の数が多い事案である。事実関係をシンプルにまとめたり、図に表したりするなどの対応が必要であった。

#### ②関係生徒への指導・関係保護者への対応について

- ・A保護者の要望で生徒A本人から直接話を十分に聞くことができていない。また、生徒A本人がA保護者に確認しないと教員に返事ができないことが多くあった。多感な時期の中学生であることを考慮し、保護者、教員に加え、生徒A本人の気持ちに寄り添い、安心して話ができる存在（スクールカウンセラー等）との面談を学校側から提案しているが、行えていない状況である。
- ・生徒Aの心理面での安心に寄与するように関わることで、より生徒A本人の気持ちを最優先にした対応に近づけられると考えられる。
- ・関係生徒本人はもちろん、保護者に対しても「(生徒本人は) どう感じているのか」「(生徒本人は) どうなっていくとよいと考えているのか」などと問いかける働きかけが大切である。そのために、保護者に対しても第三者的な立場（スクールカウンセラー等）の方の関わりを提案することも考えられる。
- ・関係生徒本人に対し、直接相談できるアクセス（電話相談、SNS相談等）の情報提供も有効だと考えられる。
- ・学校は、A保護者からの要望を中心に対応しているが、B、C、D保護者ともいろいろ話をし、両面から対応することが必要であった。

#### ③関係生徒が日常の生活を取り戻すための、今後の支援の在り方について

	事案発生から現在（R5.9月）までの状況	今後の支援
Aについて	・Aはいじめ発生後、心療内科にて[ ]の診断を受けている（R4/11/26）[ ]まで、学校に登校できなかった。	学校生活の様子を引き続き丁寧に観察し、声がけを密にする。生徒間の人間関係に留意し

A に つ い て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度は、登校できている。B、C、Dとは別の学級になり、顔を合わせる機会は減った。一方で現在も、学校行事や学年集会等の機会に「Bと接近する場面は避けたい」「Bがじっとこちらを見てくるのが気になる」等と感じている（担任、保護者の聴き取りより）。</li> </ul>	<p>引き続き必要な配慮を行う。また、スクールカウンセラー等との関わりも改めて本人に提案し、不安を取り除いていくことが必要である。</p>
B に つ い て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Bは、[ ] ほぼ連続して学校を欠席している。</li> <li>・令和5年度当初は登校できていた。R5/6/19の教育相談では担任に [ ] と悩んでいる旨を訴えている。周囲からの揶揄に対して、特に言い返す等の反応はしていない様子である。9月に担任から聴き取りをしたところ、「そのように言われることはなくなった」とのことである。</li> <li>・2学期になり、欠席が増えている（体調不良）。本事案との関連は不明。</li> <li>・Aからの「Bがじっと見てくる」との訴えに関しては、担任の聴き取りに対して「そのようなことはしていない」と述べる。</li> </ul>	<p>本事案での自身の言動についての振り返りを踏まえ、SNSの使い方等に関して機会を捉えて働きかけをする。必要に応じ、スクールカウンセラーとの関わりを提案するなどし、安定して前向きな生活が送れるよう支援する。[ ] 揶揄されていることに関しては、Bは被害者である。周囲の様子を観察しつつ状況に応じ、[ ] 噂の発信元と考えられる生徒や、揶揄している生徒に対する指導を行う。</p>
C に つ い て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Cは、[ ] の期間、ほぼ連続して学校を欠席している。</li> <li>・令和5年度当初より登校できるようになった。[ ] に欠席が続いたが、[ ] 行事 [ ] には参加することができた。登校できている期間中も、しばしば体調不良での欠席がみられる。令和5年度の欠席と本事案との関連は不明。</li> </ul>	<p>本事案での自身の言動についての振り返りを踏まえ、生徒間の人間関係に留意して見守る。必要に応じ、スクールカウンセラーとの関わりを提案するなどし、安定して前向きな生活が送れるよう支援する。</p>
D に つ い て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事案発生後に保護者間で「和解した」ことを受け、その後も継続して登校できている。</li> </ul>	<p>本事案での自身の言動についての振り返りを踏まえ、生徒間の人間関係に留意して見守る。</p>

#### ④保護者への今後の対応について

- ・どの生徒についても、将来にわたって安定した生活を送ることができるよう、前向きな学校生活を支援する姿勢を示し、協力を依頼する。不登校傾向が表れている関係生徒がいることも踏まえ、学校外の専門機関を紹介するなど、社会資源を活用し、本人、家庭への重層的支援を検討する。



- ・本事案への関わりを踏まえ、引き続き家庭、学校の様子について情報交換を適切に行う。本事案に係るトラブルが発生した場合には、その解決に向けての共通理解、働きかけを依頼する。

## 7. 再発防止に向けた学校の取組について

(○…従来からの取組を引き続き行うもの ☆…新たな取組として行うもの)

### (1) 未然防止について

#### ① 日常の学校生活における指導について

○道徳や学級活動の時間等で、心の教育を行ったり、情報モラルを含めたコミュニケーションを適切に行う力を育んだりする場面を継続して設ける。

☆個に応じた指導の場面を増やし、生徒が自らの課題意識のもと、意欲的に学習に取り組んで「わかる」「できる」という充実感を味わえるよう、授業改善を図る。

☆学校内外に「居場所」と感じられる場面をつくる。ボランティア活動や主体的な活動に気軽に取り組める環境、地域住民と触れ合える環境を積極的に生徒に提供し、居場所づくりに努める。

☆自身がSOSを発信できる場所や機会（電話相談、SNS相談を含む）など、学校のみでなく様々な社会資源のネットワークを活用する方法を、生徒に情報提供する。

☆外部団体の力も借りて、いじめ予防や人権擁護をテーマにした「出前授業」等を積極的に行う。

#### ② 教職員の指導力向上と指導体制の構築について

○スクールカウンセラー等による生徒理解のための研修の機会を積極的に設け、教育実践に生かす。例えば、「言った」「言わない」にこだわり過ぎることなく、本人がどう感じたのか、どうしてほしかったのか、を問う働きかけを大切にするなど、心理学の知見を取り入れた対応を行うことが考えられる。

○校内でのいじめ防止対策組織を継続して設置する。

○学校内外に、生徒指導や支援、生徒理解に関わる職員等の適正配置がなされるよう、状況の把握、情報発信（現状の報告、要望等）を行う。

☆教員間での対話の機会を新たに設け、「          中生に育みたい資質・能力」についての共通理解を深める。教育活動全般において、共通理解をもとにしたわかりやすい方針のもと、取組を進める。

☆校則の見直しなど、生徒が自らの生活について考える場面を設け、生徒、職員、保護者、地域が対話できる機会とする。

### (2) 早期発見（いじめに係る情報の集約）について

○生徒との会話や日記を通して、細かな変化を捉える指導を継続して行う。

○保護者との連絡についてはICT機器の適切な活用も含めて行い、生徒の様子把握に努める。

○継続して「教育相談アンケート」を定期的実施する。記入後のアンケートは、単に回覧するにとどめることなく、具体的な対応の方針を策定したうえで学年、学校全体で共有し、組織的な対応にあたることとする。

(3) 初期対応（いじめが発生した際の働きかけ）について

○複数の教員で組織的に対応し、迅速かつ正確な情報収集に努める。

○被害生徒、加害生徒ともに、表面に出てきにくい感情を把握できるよう、スクールカウンセラー等と早期に連携する。

☆関係生徒の保護者と適切に連携し、解決のイメージ（※）を共有したうえで見通しをもって調査、指導にあたることで、迅速な解決につなげる。

※解決のイメージ……第一に優先すべきは被害の拡大や継続をくいとめることであり、第二には被害生徒、加害生徒ともに心理面でのケアを行い、前向きな生活を送るための支援をすることである。学校は教育機関であることを踏まえ、単に責任追及や懲罰、謝罪のみを目的とした対応は不適切である。との認識。

☆状況によっては躊躇することなく警察等の外部機関とも連携し、被害の広がりを防ぐとともに事実の究明にあたる。（参考：令和5年2月7日文部科学省「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」）

☆生徒と最も近い位置にいる保護者が見通しをもち、落ち着いて対応できるよう、保護者へも第三者（スクールカウンセラーなど）との関わりを提案する。

(4) 重大事態への対応について

○いじめ防止対策推進法における、いじめの重大事態の定義「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」に照らし、状況を適切にとらえ、対応する。

## 8. 教育委員会の見解

本町では、いじめ防止対策の基本理念として「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る、許されない卑怯な行為であり、『しない、させない、見逃さない』との考え方を基本として取り組む」ことを、武豊町いじめ防止基本方針に掲げている。今回の一連のいじめ事案を受け、武豊町教育委員会として、武豊町いじめ防止基本方針の令和5年度の改訂時に、「情報モラル教育を行う中で、ネットを通じたいじめの未然防止を図る」ことを明記し、ネット上でのトラブルに対して、未然防止の観点から指導を進めることを各校へ示している。他にも、起こってしまった事案に対しては、「関係する児童生徒の心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める」こと、そのために必要な措置を、加害児童生徒への懲罰的な観点からではなく、関係する全ての児童生徒が日常の学校生活を取り戻すことができるようにするために、法に基づき実施していくことを改めて示している。引き続き校長会、教頭会、生徒指導研究会等を通じて、いじめの対処については文部科学省作成のガイドライン等を参考にしながら、武豊町いじめ防止基本方針等に則った対応をすることを、各学校に周知徹底していく。

今回のケースでは、当該校の職員による指導や、その後の配慮等によって、関係生徒が前向きに学校生活を送ることができている現状となっている。いじめ問題対策委員会による提言を基に、当該校だけでなく武豊町教育委員会としても改めて対応の見直しを行い、児童生徒理解に基づいた対応の研鑽に努める必要があると考える。

最後に、今回学校が示した再発防止に向けた取組について検証し、実効性のある取組になるよう、武豊町教育委員会として、当該校だけでなく武豊町立の全小中学校において指導を進め、いじめ防止の取組を徹底していく。

## 9. いじめ問題対策委員の意見及び委員長総括

### (1) いじめ問題対策委員から学校、教育委員会に対する意見

- ・外部団体として、社会福祉協議会との連携も考えられる。個人ボランティアではあるが、中学生が近所のゴミ出しの手伝いをする活動も行われている。子どもたちが、誰かのためになる活動を通して、人から感謝されることで、自己肯定感を高められるだろう。
- ・愛知県弁護士会において、いじめ予防出張授業という、弁護士と一緒にいじめについて考える出前授業を8年くらい行っている。小6～中2の児童生徒に対して、各学校1学年を対象に1クラスにつき1時間の授業を実施している。こういった事業を活用して、子どもたち自身が、主体的にいじめについて考える機会を設けていただければ、いじめの未然防止に役立つと考える。
- ・教育委員会の見解にもある通り、インターネット上のトラブル、特に大人から見えない場所で発生している事案が多くあると聞く。インターネットは便利だが、同時に非常に危険な場所でもあることを子どもが理解しないままその世界に飛び込んでいることが、大きな問題だと考える。いじめに限らず、ネット上における子どもたちを取り巻く危険について、ネットリテラシーを学ぶ情報教育を進め、子どもたちへ啓発していただきたいと思う。
- ・教職員の多忙化が言われる時代、学校で働く先生方は日々の業務に追われ、忙しくされていると推察する。逆に保護者が学校に頼り切ってしまうことも感じる。学校で働く先生方に、もっと地域を頼っていただきたい。今回の件に限らず、学校・地域が一丸となって、子どもたちのために支援を続けられればと考える。
- ・カウンセラーとして学校だけでなく病院でも勤務しているが、どちらもまずは来てもらわないと対応ができない。町職員や地域の方等、多くの人に関わってもらい、学校だけでは一歩踏み出すことができなかつた部分に、踏み込んでいただけるとよいのではないかと思う。

### (2) 委員長総括

- ・今回の事案について、学校には丁寧に対応していただいた所かとは思ふ。その一方で本件の特殊性として、関係する生徒自身の思いが見え辛いことが挙げられる。本件とは違うが、SNS上のやり取りの中で辛い思いをし、その事を学校や周囲の大人に相談した結果、さらにそれをSNS上で揶揄されるというように、大人の見えない所でいじめが継続され、被害者がより傷つくという事案もあると聞く。本事案についても、またいつ大人の目の届かない所で問題が再燃するかはわからない。ここで全て終結とするのではなく、今後も引き続き関係生徒の様子を、多くの関係者が気にかけて見ていくことが必要ではないかと思う。合わせて、町内の全小中学校において、子どもたちがネット上のトラブルに対するリテラシーを専門家から学ぶ機会や、教職員がいじめ事案への対応を学ぶ研修の機会の設定をお願いしたい。

- ・ 本事案のいじめそのものについては、学校からの指導や、生徒が日常の学校生活を送るための様々な配慮を経て落ち着きを見せているのではないかと考える。この事案に関連して不登校の問題が表面化している状況であるため、今後の課題として、学校にはその対応をとっていただきたい。
- ・ 各委員の意見からは、学校だけでなく地域社会の中で子どもたちをどうサポートしていくか、様々な仕組みや機関が示された。こういった地域人材や社会資源も活用し、将来的にいじめ問題の解決や未然防止に繋げられればと考える。学校における教育だけでなく、地域のネットワークで子どもたちをサポートしていく体制が取れるようになることを期待する。